

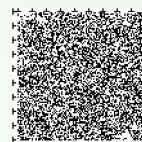
概要版

# 第6次御殿場市障害者計画

令和5年度～令和9年度  
(2023年度～2027年度)

／ 共に生きる福祉のまちづくり ／

令和5年3月  
御殿場市



# 計画の概要

## 1 計画策定の背景と趣旨

本市では、平成29年度に策定した「第5次御殿場市障害者計画」において、「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」「エンパワメント」を基調に、障害のある人が、住み慣れたまちで、基本的な人権を尊重され、その人らしく自立した生活を送ることができるまちづくりを推進してきました。

「第5次御殿場市障害者計画」の計画期間が令和4年度をもって終了することから、本市の障害者施策を引き続き計画的に推進していくため、令和5年度を初年度とした「第6次御殿場市障害者計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

## 2 計画の期間

本計画は、令和5年度から令和9年度までの5年間を計画期間とします。

## 3 計画の対象

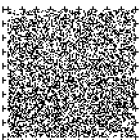
### <障害者の定義>

本計画における「障害者」とは、身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者、難病患者等、心身の機能の障害及び社会的障壁により長期にわたり日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者を言います（以下本計画において「障害のある人」と総称します）。

### <計画の対象範囲>

本計画に基づいて推進する各種施策の主な対象者は、「障害者の定義」で定義した障害のある人です。

また、本計画を推進するためには、すべての市民の理解と協力が不可欠であることから、本計画は、障害のある人をはじめとする全市民を対象とします。



# 計画の基本理念

## 1 基本理念

本計画においては、障害のあるなしに関わらず、すべての市民が共に生き、共に暮らし、共に支え合う、「共に生きる福祉のまちづくり」を目指し、障害のある人もない人も、共に暮らし、共に活動できる社会づくりを目指す「ノーマライゼーション」、ライフステージの全ての段階において、持てる能力を最大限に発揮してその人らしく生活できることを目指す「リハビリテーション」、さらに、障害のある人自身が、生活のあらゆる場面において、自己選択、自己決定を実現できるよう、自らが持つ能力を高めることができる「エンパワメント」の考え方を基本理念とします。

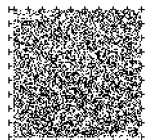
【基本理念】

共に生きる福祉のまちづくり



## 2 基本方針

本計画は、障害のある人が、自ら選択し決定することを尊重するという理念のもとに、住み慣れたまちで、基本的な人権を尊重し、その人らしく自立した生活を送ることを目指します。また、国・県の障害者計画や市の総合計画、地域福祉計画、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、健康増進計画、子ども・子育て支援事業計画などと整合性を図るとともに、行政、事業者、市民が三位一体となって施策を推進します。そして、本計画の基本理念を遂行するために、6つの基本目標を掲げます。



# 計画の体系

[ 基本理念 ]

[ 基本目標 ]

[ 活動計画 (中項目)]

共に生きる福祉のまちづくり

基本目標Ⅰ  
理解と交流と  
社会参加の促進

- 1 障害のある人に対する理解の促進
- 2 地域での福祉活動の促進
- 3 文化・スポーツ・レクリエーション活動の推進
- 4 関係団体の育成

基本目標Ⅱ  
健康の維持・増進

- 1 障害の原因となる疾病の予防と早期支援の充実
- 2 保健・医療サービスの充実

基本目標Ⅲ  
教育・療育の充実

- 1 身近な地域での療育の充実
- 2 学校教育の充実

基本目標Ⅳ  
相談体制・障害福祉サービスの充実

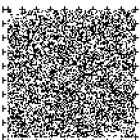
- 1 相談・情報提供体制の充実
- 2 虐待防止・権利擁護体制の充実
- 3 在宅サービスの充実
- 4 移動とコミュニケーション支援の充実

基本目標Ⅴ  
就労支援と生活の安定

- 1 雇用・就労施策の推進
- 2 居住場所の確保

基本目標Ⅵ  
快適で安心  
できるまちづくり

- 1 災害対策の充実
- 2 安全・安心なまちづくりの推進
- 3 歩行空間・建築物、交通機関のユニバーサルデザインの推進とバリアフリー化



[ 活動計画（小項目） ]

① 啓発活動の推進      ② 学校での福祉教育の推進      ③ 差別の解消

① 地域福祉計画の推進      ② 障害のある人の要望に応えるボランティア活動の支援  
③ ボランティア活動の推進

① 障害のある人が参加しやすい環境の整備      ② 障害のある人が参加しやすい活動の推進  
③ 障害者スポーツの振興      ④ 生涯を通じた多様な学習活動の充実

① 当事者団体や支援団体活動への参加促進  
② 当事者団体や支援団体への活動支援

① 障害の原因となる疾病の予防対策の推進      ② 早期発見・早期対応の充実

① 医療、保健、福祉関係施設などでのリハビリテーション体制の充実  
② 障害のある人に対する医療の充実      ③ 精神保健・医療の適切な提供  
④ 難病患者に対する支援の充実

① 保育施設などでの個々の発達に応じた支援の充実      ② 療育支援体制の充実

① 障害のある児童・生徒の教育環境の充実      ② 特別支援教育体制の充実  
③ 切れ目ない支援体制の充実

① 障害のある人の包括的・重層的な相談支援体制の充実      ② 各種制度の周知及び利用促進  
③ 各種情報提供体制の充実

① 虐待防止施策の推進      ② 権利擁護施策の推進

① 居宅介護サービスなどの充実      ② 日中活動系サービスの充実

① 移動に関する支援の充実      ② 手話通訳者・要約筆記通訳者派遣事業の充実  
③ 朗読サービス事業の継続      ④ デジタル技術を活用した情報提供の推進

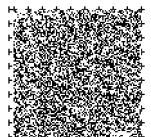
① 障害者雇用の促進      ② 一般就労への移行と定着の支援  
③ 就労継続支援事業など福祉的就労の支援

① 既存の住宅への改造費の助成      ② 市営住宅の提供体制の維持  
③ グループホーム等の充実

① 防災訓練への参加促進      ② 災害時における要配慮者への支援体制の整備  
③ 避難行動要支援者にも配慮した計画・マニュアルの作成

① 消費者被害防止のための消費者教育の推進      ② 地域での見守り体制の強化  
③ 交通安全教育、啓発の推進

① ユニバーサルデザインの推進  
② 歩行空間、建築物のバリアフリー化の推進  
③ 公共交通機関等のバリアフリー化の推進



## 施策の展開



### 基本目標Ⅰ 理解と交流と社会参加の促進

障害のある人となない人が共に理解し、支え合い、市民が共に同じ地域に暮らしていることを実感することができる共生社会を実現するため、広報・啓発活動や福祉教育を通して障害に対する理解を促進し、交流を活発にしていきます。

これらの活動により、障害を理由とする差別の解消に継続的に努めていきます。

#### 1 障害のある人に対する理解の促進

- ① 啓発活動の推進
- ② 学校での福祉教育の推進
- ③ 差別の解消

#### ✿ 施策の方向

障害の有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせる社会をつくっていくために、広報紙やインターネットなど様々な媒体を活用し、障害のある人に対する理解を深め、正しい知識の普及と啓発を行うとともに、幼児教育や義務教育など学校での福祉教育を継続します。

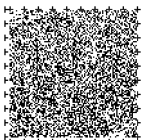
また、障害者差別解消法に基づく合理的配慮を引き続き実施するとともに、市民に対して正しい知識の普及に努めます。

#### 2 地域での福祉活動の促進

- ① 地域福祉計画の推進
- ② 障害のある人の要望に応えるボランティア活動の支援
- ③ ボランティア活動の推進

#### ✿ 施策の方向

地域共生社会の実現に向けて、障害のある人が社会の様々な分野に参加していくため、社会参加に関する情報提供に努め、ボランティア活動や市民活動を行う団体への支援を一層充実していきます。



### 3 文化・スポーツ・レクリエーション活動の推進

- ① 障害のある人が参加しやすい環境の整備
- ② 障害のある人が参加しやすい活動の推進
- ③ 障害者スポーツの振興
- ④ 生涯を通じた多様な学習活動の充実

#### ✿ 施策の方向

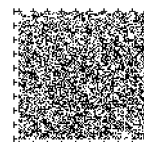
文化・スポーツ・レクリエーション活動を通して、障害のある人が地域とのふれあいや社会参加、生きがいくりにつながるよう、障害のある人が自己の選択に基づいて、積極的に文化・スポーツ・レクリエーション活動、学習活動、地域活動などに参加できるよう、支援や環境整備に努めていきます。

### 4 関係団体の育成

- ① 当事者団体や支援団体活動への参加促進
- ② 当事者団体や支援団体への活動支援

#### ✿ 施策の方向

障害のある人の自立と社会参加を促進するため、当事者団体や支援団体等の活動への必要な情報提供や支援に努めます。



## 基本目標Ⅱ 健康の維持・増進

障害の原因になる疾病などの予防と早期発見・早期治療は、健やかな暮らしを支える根幹となります。関係機関と密接に連携をとりながら、障害のある人の心身の健康の維持、増進、回復に繋がるよう、ライフステージや心身の状況に応じた支援体制の充実を図っていきます。

### 1 障害の原因となる疾病の予防と早期支援の充実

- ① 障害の原因となる疾病の予防対策の推進
- ② 早期発見・早期対応の充実

#### 施策の方向

障害の原因となる疾病等の予防を図るため、母子保健法・健康増進法などを踏まえ、妊娠期から高齢期に至るまで、ライフステージに応じた保健事業を推進するとともに、健康診査の積極的な受診や主体的な健康管理を促進します。

また、事業の実施にあたっては、関係機関と連携しながら、障害の早期発見・早期支援を推進します。

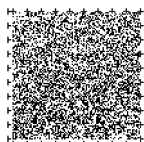
### 2 保健・医療サービスの充実

- ① 医療、保健、福祉関係施設などでのリハビリテーション体制の充実
- ② 障害のある人に対する医療の充実
- ③ 精神保健・医療の適切な提供
- ④ 難病患者に対する支援の充実

#### 施策の方向

障害のある人が、リハビリテーションや治療を身近な地域で受けられるよう、保健・医療サービスの充実に努めるとともに、精神障害の予防について、心の問題に関する相談対応のほか、心の健康づくりに関する健康教育の充実を図ります。

また、医療ケアが必要な障害のある人、高齢で障害のある人等が地域で暮らし続けられるよう、保健・医療サービスと福祉サービスとが連携した医療体制を整備していきます。





## 基本目標Ⅲ 教育・療育の充実

障害のある人が、身近な地域で継続して障害特性に応じた専門的な支援を受けることができるよう、支援体制の拡充、整備に努めていきます。

また、保健・医療・福祉・子育て・教育等の関係機関等の連携を強化し、ライフステージで途切れることのない一貫した支援の実現を目指します。

### 1 身近な地域での療育の充実

- ① 保育施設などでの個々の発達に応じた支援の充実
- ② 療育支援体制の充実

#### ✿ 施策の方向

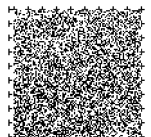
発育や発達に支援の必要がある子どもに対する適切な療育を充実するため、教育・福祉・保健・子育てなどの連携を強化し、地域における相談・療育の充実を図ります。

### 2 学校教育の充実

- ① 障害のある児童・生徒の教育環境の充実
- ② 特別支援教育体制の充実
- ③ 切れ目ない支援体制の充実

#### ✿ 施策の方向

障害の有無によって分け隔てられることなく、尊重し合う共生社会の実現に向けて、児童・生徒一人ひとりの発達程度、障害の状態、適応状況、教育的ニーズ等に応じた教育や多様な学びの場の充実を図ります。また、インクルーシブ教育の推進に向けて、体制の整備を図ります。





## 基本目標Ⅳ 相談体制・障害福祉サービスの充実

障害のある人が、地域で安心して自立した生活を送り、社会活動に参加できるよう、一人ひとりに合ったサービスの充実を進めていきます。

また、相談体制の充実を図ることにより、様々な情報提供を行い、あわせて権利擁護を推進していきます。

### 1 相談・情報提供体制の充実

- ① 障害のある人の包括的・重層的な相談支援体制の充実
- ② 各種制度の周知及び利用促進
- ③ 各種情報提供体制の充実

#### ✿ 施策の方向

障害の程度や生活の状況に応じたサービスを自らが適切に選択し、利用できるような相談や支援体制を充実します。

また、身近な生活の相談から障害福祉サービスに至るまで、関係機関との連携を図り、障害のある人を中心とした相談や情報提供などの支援を推進します。

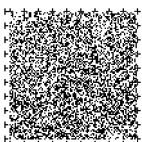
### 2 虐待防止・権利擁護体制の充実

- ① 虐待防止施策の推進
- ② 権利擁護施策の推進

#### ✿ 施策の方向

障害者虐待防止法に関する積極的な広報・啓発活動を行い、障害者虐待の防止及び養護者に対する支援を行います。

また、障害により判断能力が不十分な人に対しては、地域の中で自立した生活を送ることができるよう、権利擁護の取組を推進します。



### 3 在宅サービスの充実

- ① 居宅介護サービスなどの充実
- ② 日中活動系サービスの充実

#### ✿ 施策の方向

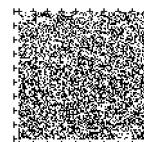
在宅の障害のある人のニーズに応じて、日常生活または、社会生活を営む上での居宅介護、重度訪問介護等の支援を行うとともに、就労継続支援や生活介護等の日中活動の場の確保により、在宅サービスの量的・質的充実に図ります。また、各種障害福祉サービスの周知を図り、適切な利用を促進します。

### 4 移動とコミュニケーション支援の充実

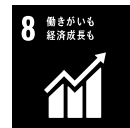
- ① 移動に関する支援の充実
- ② 手話通訳者・要約筆記通訳者派遣事業の充実
- ③ 朗読サービス事業の継続
- ④ デジタル技術を活用した情報提供の推進

#### ✿ 施策の方向

障害のある人が、地域で自立し社会に参加するため、必要となる移動に係る各種サービスの周知を図り、提供を推進します。また、障害のある人が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、障害の特性に応じたコミュニケーション支援の充実に図ります。



## 基本目標Ⅴ 就労支援と生活の安定



就労は、障害のある人が地域で安定した生活を送るためには必要なことであり、就労に当たって支援を必要とする場合に、適切な支援ができるよう、関係機関で連携に努めます。

あわせて、安心して生活できる居住場所の確保を図っていきます。

### 1 雇用・就労施策の推進

- ① 障害者雇用の促進
- ② 一般就労への移行と定着の支援
- ③ 就労継続支援事業など福祉的就労の支援

#### ✿ 施策の方向

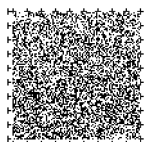
障害のある人で働く意欲のある人には、その適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労に向けた支援や企業の理解促進、就労定着のための支援を推進するとともに、一般就労が困難である人には福祉的就労の充実を図り、総合的な支援を推進します。

### 2 居住場所の確保

- ① 既存の住宅への改造費の助成
- ② 市営住宅の提供体制の維持
- ③ グループホーム等の充実

#### ✿ 施策の方向

障害のある人が住み慣れた地域で安定した生活を送ることができるよう、障害のある人の居住場所の確保、バリアフリーに対応した住まいの普及・改善に努めます。



## 基本目標Ⅵ 快適で安心できるまちづくり

障害のある人が地域で安心して暮らすことができるよう、障害特性に配慮した防災体制の見直しを図ります。

あわせて、福祉施設や地域の防犯体制の強化を推進していきます。

また、地域の中で快適な生活を送ることができるよう住環境の整備・改善や道路、交通、公共施設などのバリアフリー化について、全ての人が利用しやすいユニバーサルデザインの考え方のもと、引き続き整備を進めていきます。

### 1 災害対策の充実

- ① 防災訓練への参加促進
- ② 災害時における要配慮者への支援体制の整備
- ③ 避難行動要支援者にも配慮した計画・マニュアルの作成

#### ✿ 施策の方向

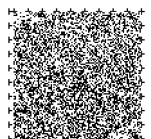
障害のある人が地域で安全、安心に生活できるよう、防災訓練への参加促進や、自主防災組織の拡充、障害のある人に対する適切な避難支援やその後の安否確認を行える体制の整備など防災対策を充実します。

### 2 安全・安心なまちづくりの推進

- ① 消費者被害防止のための消費者教育の推進
- ② 地域での見守り体制の強化
- ③ 交通安全教育、啓発の推進

#### ✿ 施策の方向

障害のある人が消費者被害に遭わないよう消費者教育を推進するとともに、地域や関係機関等と協力しながら見守り体制の強化を図ります。また、交通安全の普及啓発を行います。

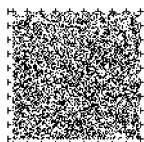


### 3 歩行空間・建築物、交通機関の ユニバーサルデザインの推進とバリアフリー化

- ① ユニバーサルデザインの推進
- ② 歩行空間、建築物のバリアフリー化の推進
- ③ 公共交通機関等のバリアフリー化の推進

#### ✿ 施策の方向

障害のある人が地域社会の中で自立した日常生活を営んでいくための福祉のまちづくりを推進するため、建物や道路（歩道）、公共交通機関、公共施設等においてバリアフリー化及びユニバーサルデザインの考え方を取り入れた、障害のある人にやさしく、快適な生活環境を整備していきます。



# 計画の推進体制

## 1 計画の推進体制

### (1) 庁内関係各課との連携

庁内関係各課との調整等、事業を円滑に推進するため、障害者施策について全庁的な対応を図るとともに、所管課との連携をさらに強化し、施策を推進します。

### (2) 関係機関との連携

本計画を推進し、障害のある人のニーズに合った施策を展開する上で、一般市民や当事者団体、ボランティア団体、地域の民間事業所、民生委員・児童委員、専門機関、社会福祉協議会との協力とともに、それら関係団体などと相互に連携を図っていきます。

### (3) 国・県との連携

本計画を推進するためには、国や県との連携が重要となります。今後の制度改正等を踏まえ、国や県と連携して本計画を推進します。

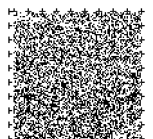
## 2 計画の進行管理

### (1) 施策・事業の点検と改善

障害者自立支援協議会をはじめ各種団体・関係機関及び庁内関係各課等と連携してPDCAサイクルに基づき、施策・事業の実施状況を点検するとともに、事業の内容や実施方法等について改善に努めます。

### (2) 計画の評価と見直し

本計画は、本市における今後5年間の障害者福祉施策に関する基本計画であり、最終年度には、障害者関係団体との意見交換や調査等を通じた施策・事業の有効性についての検証・見直し等を行い、次期計画の策定へとつなげていきます。





御 殿 場 市

第6次御殿場市障害者計画【概要版】

令和5年度～令和9年度

(2023年度～2027年度)

発行日：令和5年3月

発 行：御殿場市

編 集：御殿場市 健康福祉部 社会福祉課

〒412-8601 静岡県御殿場市萩原 483 番地

電 話：0550-82-4238 F A X：0550-84-1046

市ホームページ：<https://www.city.gotemba.lg.jp>

